

令和7年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 12 日 提 案 分)

文化スポーツ観光局

1	神奈川県立県民ホール条例 新旧対照表	1
2	神奈川県立神奈川近代文学館条例 新旧対照表	13
3	神奈川県立音楽堂条例 新旧対照表	14

1 神奈川県立県民ホール条例（昭和 49 年神奈川県条例第 1 号）新旧対照表

改正	現行
第 1 条・第 2 条 （略） （指定管理者による管理） 第 3 条 <u>神奈川芸術劇場</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （1） <u>神奈川芸術劇場</u>の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務 （2） <u>神奈川芸術劇場</u>の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務 （3） （略） （4） その他<u>神奈川芸術劇場</u>の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務 第 4 条 （略） （指定管理者の指定の基準） 第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>神奈川芸術劇場</u>の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。 （1）～（6） （略） 第 6 条～第 8 条 （略） （休館日） 第 9 条 （略）	第 1 条・第 2 条 （略） （指定管理者による管理） 第 3 条 <u>県民ホール</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （1） <u>県民ホール</u>の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務 （2） <u>県民ホール</u>の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務 （3） （略） （4） その他<u>前条に定める</u>設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務 第 4 条 （略） （指定管理者の指定の基準） 第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>県民ホール</u>の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。 （1）～（6） （略） 第 6 条～第 8 条 （略） （休館日） 第 9 条 （略） （新規）
2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、本館を休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。</u> 3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、神奈川芸術劇場を休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。</u>

改正	現行
(開館時間) 第10条 (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、本館の開館時間を臨時に変更することができる。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、<u>神奈川芸術劇場の開館時間を臨時に変更することができる。</u></u> (利用の承認) 第11条 県民ホールを利用しようとする者は、<u>知事(神奈川芸術劇場にあつては、指定管理者。次項及び第18条において同じ。)</u>の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設等の利用については、この限りでない。 2 <u>知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号いずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。</u> (1)～(4) (略) (使用料の徴収) 第12条 <u>本館の利用については、別表第1に定める額の使用料を徴収する。</u> 2 <u>前項の使用料は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る使用料及び駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに精算し納付しなければならない。</u> (使用料の減免) 第13条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、知事は別に定めるところにより、使用料を減免することができる。</u> (使用料の不還付) 第14条 <u>既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他利用者の責めに帰することができない理由により本館を利用するこ</u>	(開館時間) 第10条 (略) (新規) 2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。</u> (利用の承認) 第11条 県民ホールを利用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設等の利用については、この限りでない。 2 <u>指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。</u> (1)～(4) (略) (新規) (新規) (新規)

改正	現行
<u>とができないと認めたときは、この限りでない。</u> (利用料金の納付) <u>第15条</u> <u>第11条第1項</u>の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>神奈川芸術劇場</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。 3・4 (略) <u>第16条</u> (略) (利用料金の不還付) <u>第17条</u> 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他利用者の責めに帰することができない理由により<u>神奈川芸術劇場</u>を利用することができないと認めたときは、この限りでない。 (利用承認の取消し等) <u>第18条</u> <u>知事</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の承認を取り消し、又は県民ホールの利用を中止させ、若しくは制限することができる。 (1)～(4) (略) (5) その他<u>知事</u>が特に必要と認めたとき。 <u>第19条</u> (略) 別表第1（第12条関係） 本館の<u>使用料</u> 1 <u>施設使用料</u> (1) <u>ホール使用料</u> (略) (2) <u>リハーサル室使用料</u> (略) (3) <u>楽屋使用料</u> (略) (4) <u>ギャラリー使用料</u> (略) (5) <u>会議室使用料</u> (略)	(利用料金の納付) <u>第12条</u> <u>前条第1項</u>の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>県民ホール</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。 3・4 (略) <u>第13条</u> (略) (利用料金の不還付) <u>第14条</u> 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他利用者の責めに帰することができない理由により<u>県民ホール</u>を利用することができないと認めたときは、この限りでない。 (利用承認の取消し等) <u>第15条</u> <u>指定管理者</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の承認を取り消し、又は県民ホールの利用を中止させ、若しくは制限することができる。 (1)～(4) (略) (5) その他<u>指定管理者</u>が特に必要と認めたとき。 <u>第16条</u> (略) 別表第1（第12条関係） 本館の<u>利用料金の上限額</u> 1 <u>施設利用料金</u> (1) <u>ホール利用料金</u> (略) (2) <u>リハーサル室利用料金</u> (略) (3) <u>楽屋利用料金</u> (略) (4) <u>ギャラリー利用料金</u> (略) (5) <u>会議室利用料金</u> (略)

改正	現行
(6) <u>駐車場使用料</u> (略) 備考 1・2 (略) 3 ホール、リハーサル室又は楽屋を(1) <u>ホール使用料、(2)リハーサル室使用料</u> <u>又は(3)楽屋使用料の表</u>の時間の区分に おける時間(以下この備考(5を除 く。)において「基本利用時間」とい う。)における利用時間を超えて基本利 用時間以外の時間に利用する場合(基本 利用時間を超える利用時間が1時間以内 で、かつ、午後0時30分から午後1時ま での間の時間を含む場合のこれに接続す る前又は後の30分間の基本利用時間にお ける利用の場合を含み、一の日において 2以上の基本利用時間にわたって利用す る場合の当該2以上の基本利用時間の間 の基本利用時間以外の時間における利用 の場合を除く。)のその基本利用時間以 外の利用時間に<u>係る使用料</u>は、その基本 利用時間以外の時間における利用1時間 につき、それぞれの利用に係る基本利用 時間(2以上の基本利用時間にわたって 利用する場合は、直近の基本利用時間) における利用に<u>係る使用料</u>の額に4分の 1を乗じて得た額とする。この場合にお いて、当該基本利用時間以外の時間にお ける利用時間が1時間に満たないとき又 はこれに1時間未満の端数の時間を生じ たときは、その満たない時間又はその端 数の時間を1時間として計算する。 4 ホールの利用に伴う準備又は練習を行 うことのみを目的として当該ホールを利 用する場合の<u>使用料</u>は、利用に係る催し 等について入場料を徴収しない場合の	(6) <u>駐車場利用料金</u> (略) 備考 1・2 (略) 3 ホール、リハーサル室又は楽屋を(1) <u>ホール利用料金、(2)リハーサル室利用</u> <u>料金又は(3)楽屋利用料金の表</u>の時間の 区分における時間(以下この備考(5を 除く。)において「基本利用時間」とい う。)における利用時間を超えて基本利 用時間以外の時間に利用する場合(基本 利用時間を超える利用時間が1時間以内 で、かつ、午後0時30分から午後1時ま での間の時間を含む場合のこれに接続す る前又は後の30分間の基本利用時間にお ける利用の場合を含み、一の日において 2以上の基本利用時間にわたって利用す る場合の当該2以上の基本利用時間の間 の基本利用時間以外の時間における利用 の場合を除く。)のその基本利用時間以 外の利用時間に<u>係る利用料金</u>は、その基 本利用時間以外の時間における利用1時 間につき、それぞれの利用に係る基本利 用時間(2以上の基本利用時間にわたつ て利用する場合は、直近の基本利用時 間)における利用に<u>係る利用料金</u>の額に 4分の1を乗じて得た額とする。この場 合において、当該基本利用時間以外の時 間における利用時間が1時間に満たない とき又はこれに1時間未満の端数の時間 を生じたときは、その満たない時間又は その端数の時間を1時間として計算す る。 4 ホールの利用に伴う準備又は練習を行 うことのみを目的として当該ホールを利 用する場合の<u>利用料金</u>は、利用に係る催 し等について入場料を徴収しない場合の

改正	現行												
基本利用時間の区分に応ずる<u>使用料</u>の額に3により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。 5 ギャラリーを午前9時から午後6時までの利用時間（以下この号において「基本利用時間」という。）を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合のその基本利用時間以外の利用時間に係る<u>使用料</u>は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間における利用に係る<u>使用料</u>の額に9分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。 2 <u>設備使用料</u> <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th><u>使用料の額</u></th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種別	単位	<u>使用料の額</u>	(略)	(略)	(略)	基本利用時間の区分に応ずる<u>利用料金</u>の額に3により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。 5 ギャラリーを午前9時から午後6時までの利用時間（以下この号において「基本利用時間」という。）を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合のその基本利用時間以外の利用時間に係る<u>利用料金</u>は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間における利用に係る<u>利用料金</u>の額に9分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。 2 <u>設備利用料金</u> <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th><u>利用料金の額</u></th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種別	単位	<u>利用料金の額</u>	(略)	(略)	(略)
種別	単位	<u>使用料の額</u>											
(略)	(略)	(略)											
種別	単位	<u>利用料金の額</u>											
(略)	(略)	(略)											
備考 1 1回とは、一の基本利用時間（<u>1施設使用料の表備考3</u>又は別表第2の1施設利用料金の表備考4に規定する基本利用時間をいう。以下この備考の2において同じ。）内における利用をいう。 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用	備考 1 1回とは、一の基本利用時間（<u>1施設利用料金の表備考3</u>又は別表第2の1施設利用料金の表備考4に規定する基本利用時間をいう。以下この備考の2において同じ。）内における利用をいう。 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用												

改正							現行						
時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間以外の利用時間に係る<u>使用料</u>は、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間以内であるときは表に掲げる<u>使用料</u>の額に4分の1を乗じて得た額とし、その基本利用時間以外における利用時間が1時間を超えるときは1回の<u>使用料</u>の額とする。 3 ホール若しくは神奈川芸術劇場のホールの利用に伴う準備若しくは練習を行うことのみを目的として利用する場合、神奈川芸術劇場の大スタジオ、中スタジオ若しくは小スタジオAの催し等を行わない場合の利用に伴って利用する場合又は神奈川芸術劇場の小スタジオBの利用に伴って利用する場合の<u>使用料</u>は、表に掲げる<u>使用料</u>の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。 4・5 (略)							時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間以外の利用時間に係る<u>利用料金</u>は、その基本利用時間以外における利用時間が1時間以内であるときは表に掲げる<u>利用料金</u>の額に4分の1を乗じて得た額とし、その基本利用時間以外における利用時間が1時間を超えるときは1回の<u>利用料金</u>の額とする。 3 ホール若しくは神奈川芸術劇場のホールの利用に伴う準備若しくは練習を行うことのみを目的として利用する場合、神奈川芸術劇場の大スタジオ、中スタジオ若しくは小スタジオAの催し等を行わない場合の利用に伴って利用する場合又は神奈川芸術劇場の小スタジオBの利用に伴って利用する場合の<u>利用料金</u>は、表に掲げる<u>利用料金</u>の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。 4・5 (略)						
別表第2 (第15条関係)							別表第2 (第12条関係)						
神奈川芸術劇場の利用料金の上限額							神奈川芸術劇場の利用料金の上限額						
1 施設利用料金							1 施設利用料金						
(1) ホール利用料金							(1) ホール利用料金						
区分	平日			日曜日、土曜日及び休日			区分	平日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前	午後	午後	午前	午後	午後		午前	午後	午後	午前	午後	午後
	9時	1時	午後	9時	1時	午後		9時	1時	午後	9時	1時	午後
	から	から	30分	から	から	30分		から	から	30分	から	から	30分
	午後	午後	から	午後	午後	から		午後	午後	から	午後	午後	から
	0時	4時	午後	0時	4時	午後		0時	4時	午後	0時	4時	午後
	30分	30分	9時	30分	30分	9時		30分	30分	9時	30分	30分	9時
	まで	まで	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで	まで	まで

改正								現行							
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が	236,7	331,4	378,8	284,1	426,1	426,1	徴収する入場料の額が	209,5	293,3	335,2	251,4	377,1	377,1	
	8,000円を超える場合	60円	70円	30円	20円	70円	70円	8,000円を超える場合	20円	30円	40円	30円	40円	40円	
	徴収する入場料の額が							徴収する入場料の額が							
	3,000円を超え8,000円以下の場合	177,5	248,6	284,1	213,0	319,6	319,6	3,000円を超え8,000円以下の場合	157,1	220,0	251,4	188,5	282,8	282,8	
		70円	00円	20円	90円	40円	40円		40円	00円	30円	70円	60円	60円	
徴収する場合	徴収する入場料の額が	113,1	158,4	181,0	135,7	203,6	203,6	徴収する入場料の額が	104,7	146,6	167,6	125,7	188,5	188,5	
	3,000円以下の場合	50円	00円	30円	70円	60円	60円	3,000円以下の場合	60円	60円	20円	10円	70円	70円	

改正							現行												
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	96,17	134,6	153,8	113,1	169,7	169,7	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	89,04	124,6	142,4	104,7	157,1	157,1						
	0円	40円	80円	50円	20円	20円		0円	60円	80円	60円	40円	40円						
(2) スタジオ利用料金							(2) スタジオ利用料金												
区分		平日			日曜日、土曜日及び休日			区分		平日			日曜日、土曜日及び休日						
		午前	午後	午後	午前	午後	午後			午前	午後	午後	午前	午後	午後				
		9時	1時	5時	9時	1時	5時			9時	1時	5時	9時	1時	5時				
		から	から	30分	から	から	30分			から	から	30分	から	から	30分				
		午後	午後	から	午後	午後	から			午後	午後	から	午後	午後	から				
大スタジオ		催し等を行う場合		徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	44,4	62,1	71,0	53,2	79,9	79,9	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	39,2	55,0	62,8	47,1	70,7	70,7		
					00円	50円	40円	70円	10円	10円		90円	00円	60円	40円	10円	10円		
					徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	28,2	39,6	45,2	33,9	50,9		50,9	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	26,1	36,6	41,9	31,4	47,1	47,1
						90円	00円	70円	50円	20円		20円		90円	60円	10円	30円	40円	40円
大スタジオ		催し等を行う場合		徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	44,4	62,1	71,0	53,2	79,9	79,9	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	39,2	55,0	62,8	47,1	70,7	70,7		
					90円	50円	40円	70円	10円	10円		90円	00円	60円	40円	10円	10円		
					徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	28,2	39,6	45,2	33,9	50,9		50,9	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	26,1	36,6	41,9	31,4	47,1	47,1
						90円	00円	70円	50円	20円		20円		90円	60円	10円	30円	40円	40円

改正								現行									
		利用に係 る催し等 について 入場料を 徴収しな い場合	<u>24,1</u> 00円	<u>33,7</u> 20円	<u>38,4</u> 70円	<u>28,2</u> 90円	<u>42,4</u> 40円	<u>42,4</u> 40円			利用に係 る催し等 について 入場料を 徴収しな い場合	<u>22,3</u> 10円	<u>31,2</u> 20円	<u>35,6</u> 20円	<u>26,1</u> 90円	<u>39,2</u> 90円	<u>39,2</u> 90円
	催 し 等 を 行 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴う場 合	<u>12,4</u> 30円	<u>17,4</u> 10円	<u>19,8</u> 90円	<u>14,8</u> 00円	<u>22,2</u> 50円	<u>22,2</u> 50円	催 し 等 を 行 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴う場 合	<u>11,0</u> 00円	<u>15,4</u> 00円	<u>17,6</u> 00円	<u>13,0</u> 90円	<u>19,6</u> 90円	<u>19,6</u> 90円	
	わ な い 場 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>17,7</u> 60円	<u>24,8</u> 60円	<u>28,4</u> 10円	<u>21,3</u> 20円	<u>31,9</u> 70円	<u>31,9</u> 70円	わ な い 場 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>15,7</u> 10円	<u>22,0</u> 00円	<u>25,1</u> 40円	<u>18,8</u> 60円	<u>28,2</u> 90円	<u>28,2</u> 90円	
中 ス タ ジ オ	催し等を行う 場合		<u>15,9</u> 80円	<u>22,3</u> 80円	<u>25,5</u> 80円	<u>19,3</u> 10円	<u>28,8</u> 90円	<u>28,8</u> 90円		催し等を行う 場合		<u>14,1</u> 40円	<u>19,8</u> 00円	<u>22,6</u> 30円	<u>17,0</u> 80円	<u>25,5</u> 60円	<u>25,5</u> 60円
	催 し 等 を 行 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴う場 合	<u>5,69</u> 0円	<u>7,94</u> 0円	<u>9,00</u> 0円	<u>6,88</u> 0円	<u>10,1</u> 90円	<u>10,1</u> 90円	中 ス タ ジ オ	催 し 等 を 行 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴う場 合	<u>5,03</u> 0円	<u>7,02</u> 0円	<u>7,96</u> 0円	<u>6,08</u> 0円	<u>9,01</u> 0円	<u>9,01</u> 0円
	わ な い 場 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>8,05</u> 0円	<u>11,2</u> 60円	<u>12,7</u> 90円	<u>9,47</u> 0円	<u>14,2</u> 10円	<u>14,2</u> 10円	わ な い 場 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>7,12</u> 0円	<u>9,96</u> 0円	<u>11,3</u> 10円	<u>8,38</u> 0円	<u>12,5</u> 70円	<u>12,5</u> 70円	
小 ス タ ジ	催し等を行う 場合		<u>11,8</u> 50円	<u>16,5</u> 70円	<u>18,9</u> 40円	<u>14,2</u> 10円	<u>21,3</u> 20円	<u>21,3</u> 20円		催し等を行う 場合		<u>10,4</u> 80円	<u>14,6</u> 60円	<u>16,7</u> 60円	<u>12,5</u> 70円	<u>18,8</u> 60円	<u>18,8</u> 60円
	催 し	ホール等 を利用す	<u>4,14</u> 0円	<u>5,80</u> 0円	<u>6,63</u> 0円	<u>5,10</u> 0円	<u>7,59</u> 0円	<u>7,59</u> 0円	小 ス タ ジ	催 し	ホール等 を利用す	<u>3,66</u> 0円	<u>5,13</u> 0円	<u>5,86</u> 0円	<u>4,51</u> 0円	<u>6,71</u> 0円	<u>6,71</u> 0円

改正								現行							
オ A	等 を 行 わ な い 場 合	る催し等 に伴う場 合						オ A	等 を 行 わ な い 場 合	る催し等 に伴う場 合					
		ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>5,93</u> 0円	<u>8,29</u> 0円	<u>9,47</u> 0円	<u>7,11</u> 0円	<u>10,6</u> 60円	ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合		<u>5,24</u> 0円	<u>7,33</u> 0円	<u>8,38</u> 0円	<u>6,29</u> 0円	<u>9,43</u> 0円	<u>9,43</u> 0円
中 ス タ ジ オ 及 び 小 ス タ ジ オ A を 同 時 に 利 用 す る 場 合	催し等を行う 場合		<u>21,0</u> 70円	<u>29,4</u> 90円	<u>33,6</u> 30円	<u>25,2</u> 20円	<u>37,7</u> 70円	中 ス タ ジ オ 及 び 小 ス タ ジ オ A を 同 時 に 利 用 す る 場 合	催し等を行う 場合		<u>18,6</u> 40円	<u>26,0</u> 90円	<u>29,7</u> 60円	<u>22,3</u> 10円	<u>33,4</u> 20円
		ホール等 を利用す る催し等 に伴う場 合	<u>9,82</u> 0円	<u>13,7</u> 50円	<u>15,6</u> 30円	<u>11,9</u> 60円	<u>17,7</u> 60円	ホール等 を利用す る催し等 に伴う場 合		<u>8,69</u> 0円	<u>12,1</u> 60円	<u>13,8</u> 30円	<u>10,5</u> 80円	<u>15,7</u> 10円	<u>15,7</u> 10円
	催し等を行 わない場 合	ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>13,9</u> 70円	<u>19,5</u> 40円	<u>22,2</u> 50円	<u>16,5</u> 70円	<u>24,8</u> 60円	催し等を行 わない場 合		ホール等 を利用す る催し等 に伴わな い場合	<u>12,3</u> 60円	<u>17,2</u> 90円	<u>19,6</u> 90円	<u>14,6</u> 60円	<u>22,0</u> 00円

改正								現行							
小スタ ジ オ B	ホール等を利用する催し等に伴う場合	3,320円	4,630円	5,210円	3,910円	5,800円	5,800円	小スタ ジ オ B	ホール等を利用する催し等に伴う場合	2,930円	4,090円	4,610円	3,460円	5,130円	5,130円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	4,740円	6,630円	7,590円	5,690円	8,410円	8,410円		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	4,190円	5,860円	6,710円	5,030円	7,440円	7,440円
	(3) 楽屋利用料金								(3) 楽屋利用料金						
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで				午前9時から午後0時30分まで		午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで					
		1,780円	1,780円		1,780円					1,570円	1,570円		1,570円		
(4) 駐車場利用料金								(4) 駐車場利用料金							
区分	1時間以内の場合	1時間を超える場合						区分	1時間以内の場合	1時間を超える場合					
普通自動車	1台につき570円	1台最初の1時間につき570円	1台最初の1時間を超える30分までごとに280円				普通自動車	1台につき470円	1台最初の1時間につき470円	1台最初の1時間を超える30分までごとに230円					
原動機付自転車及び自動二輪車	同140円	同140円	同60円				原動機付自転車及び自動二輪車	同110円	同110円	同50円					
備考 (略)								備考 (略)							
2 設備利用料金								2 設備利用料金							
種別	単位	利用料金の額						種別	単位	利用料金の額					
楽器	1台1回	18,860円						楽器	1台1回	15,710円					
舞台設備	1種類1回	13,830円						舞台設備	1種類1回	11,520円					

改正			現行		
ホール及び スタジオ照 明セット	1 回	<u>67,890円</u>	ホール及び スタジオ照 明セット	1 回	<u>56,570円</u>
その他の照 明設備	1 台 1 回	<u>2,270円</u>	その他の照 明設備	1 台 1 回	<u>1,890円</u>
ホール及び スタジオ音 響セット	1 回	<u>31,430円</u>	ホール及び スタジオ音 響セット	1 回	<u>26,190円</u>
その他の音 響設備	1 式、1 台 又は 1 本 1 回	<u>26,400円</u>	その他の音 響設備	1 式、1 台 又は 1 本 1 回	<u>22,000円</u>
映写設備	1 台 1 回	<u>27,650円</u>	映写設備	1 台 1 回	<u>23,040円</u>
持込器具使 用電力料	持込器具の 表示消費電 力 1 キロワ ット 1 回	<u>260円</u>	持込器具使 用電力料	持込器具の 表示消費電 力 1 キロワ ット 1 回	<u>210円</u>
備考 (略)			備考 (略)		

2 神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第3号） 新旧対照表

改 正					現 行				
第 1 条～第18条 （略） 別表第 1 （第11条、第12条関係） 施設利用料金の上限額					第 1 条～第18条 （略） 別表第 1 （第11条、第12条関係） 施設利用料金の上限額				
区分	平日		日曜日、土曜日及び休日		区分	平日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで		午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで		
ホール	1 時間につ き 2, 440円	1 時間につ き 3, 020円	1 時間につ き 3, 020円	1 時間につ き 3, 750円	ホール	1 時間につ き 2, 040円	1 時間につ き 2, 520円	1 時間につ き 2, 520円	1 時間につ き 3, 130円
中会議室	同 1, 140円	同 1, 450円	同 1, 450円	同 1, 870円	中会議室	同 950円	同 1, 210円	同 1, 210円	同 1, 560円
小会議室	同 490円	同 630円	同 630円	同 790円	小会議室	同 410円	同 530円	同 530円	同 660円
和室	同 630円	同 790円	同 790円	同 1, 140円	和室	同 530円	同 660円	同 660円	同 950円
備考 （略） 別表第 2 （第12条関係） 観覧利用料金の上限額					備考 （略） 別表第 2 （第12条関係） 観覧利用料金の上限額				
区分	常設展		特別展		区分	常設展		特別展	
	個人	20人以上の 団体				個人	20人以上の 団体		
20歳以上65歳 未満の者（学生 及び高校生を 除く。）	1 人につ き 310円	1 人につ き 190円	（略）		20歳以上65歳 未満の者（学生 及び高校生を 除く。）	1 人につ き 260円	1 人につ き 160円	（略）	
20歳未満の者 （高校生を除 く。） 学生（65歳以上 の者を除く。）	同 190円	同 130円			20歳未満の者 （高校生を除 く。） 学生（65歳以上 の者を除く。）	同 160円	同 110円		
65歳以上の者 高校生	同 130円	同 130円			65歳以上の者 高校生	同 110円	同 110円		
備考 1 ～ 3 （略）					備考 1 ～ 3 （略）				

3 神奈川県立音楽堂条例（平成7年神奈川県条例第3号）新旧対照表

改正							現行						
第1条～第16条（略）							第1条～第16条（略）						
別表第1（第12条関係）							別表第1（第12条関係）						
施設利用料金の上限額							施設利用料金の上限額						
区分	平日			日曜日、土曜日及び休日			区分	平日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前	午後	午後	午前	午後	午後		午前	午後	午後	午前	午後	午後
	9時	1時	5時	9時	1時	5時		9時	1時	5時	9時	1時	5時
	から	から	30分	から	から	30分		から	から	30分	から	から	30分
	午後	午後	から	午後	午後	から		午後	午後	から	午後	午後	から
	0時	4時	午後	0時	4時	午後		0時	4時	午後	0時	4時	午後
	30分	30分	9時	30分	30分	9時		30分	30分	9時	30分	30分	9時
	まで	まで	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで	まで	まで
利用に係る 催し等につ いて入場料 を徴収する 場合	<u>98,7</u> <u>30</u> 円	<u>108,</u> <u>900</u> 円	<u>124,</u> <u>860</u> 円	<u>124,</u> <u>860</u> 円	<u>130,</u> <u>680</u> 円	<u>140,</u> <u>850</u> 円	利用に係る 催し等につ いて入場料 を徴収する 場合	<u>82,2</u> <u>70</u> 円	<u>90,7</u> <u>50</u> 円	<u>104,0</u> <u>50</u> 円	<u>104,</u> <u>050</u> 円	<u>108,</u> <u>900</u> 円	<u>117,</u> <u>370</u> 円
利用に係る 催し等につ いて入場料 を徴収しな い場合	<u>60,9</u> <u>80</u> 円	<u>74,0</u> <u>60</u> 円	<u>92,9</u> <u>20</u> 円	<u>92,9</u> <u>20</u> 円	<u>95,8</u> <u>20</u> 円	<u>101,</u> <u>640</u> 円	利用に係る 催し等につ いて入場料 を徴収しな い場合	<u>50,8</u> <u>10円</u>	<u>61,7</u> <u>10円</u>	<u>77,43</u> <u>0円</u>	<u>77,4</u> <u>30円</u>	<u>79,8</u> <u>50円</u>	<u>84,7</u> <u>00円</u>
備考 1～3（略）							備考 1～3（略）						
別表第2（第12条関係）							別表第2（第12条関係）						
設備利用料金の上限額							設備利用料金の上限額						
種別	単位		利用料金の額				種別	単位		利用料金の額			
楽器	1台1回		<u>16,550円</u>				楽器	1台1回		<u>13,790円</u>			
舞台設備	1種類1回		<u>6,950円</u>				舞台設備	1種類1回		<u>5,790円</u>			
照明セット	1回		<u>10,610円</u>				照明セット	1回		<u>8,840円</u>			
その他の照明設 備	同		<u>3,180円</u>				その他の照明設 備	同		<u>2,650円</u>			
音響セット	同		<u>8,990円</u>				音響セット	同		<u>7,490円</u>			

改正			現行		
その他の音響設備	1 式、1 台又は 1 本 1 回	2,900円	その他の音響設備	1 本 1 回	2,410円
映写設備	1 台 1 回	8,260円	映写設備	1 台 1 回	6,880円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1 キロワット 1 回	260円	持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1 キロワット 1 回	210円
備考 1～5 (略)			備考 1～5 (略)		